

# 令和3年度知財活用弁理士等派遣事業実施要領

令和3年4月9日作成  
一般社団法人青森県発明協会

## (目的)

第1 令和3年度知財活用弁理士等派遣事業（以下「事業」という。）は、県内中小企業や教育機関等が抱える多様な知財に関するニーズに対して適切かつ迅速に対応し、もって知的財産の普及啓発を推進することを目的とする。

## (対象者)

第2 事業の対象となる事業者等は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県内に所在する中小企業
- (2) 県内に所在する各種団体
- (3) 県内に所在する教育機関及び試験研究機関
- (4) 県内に所在する少年少女発明クラブ及び同等の活動を行う団体
- (5) その他一般社団法人青森県発明協会会長（以下「会長」という。）が認める上記に準ずる事業者等

## (事業の実施方法)

第3 事業の実施を希望する事業者等は、令和3年度知財活用弁理士等派遣申込書（別紙様式）を会長に提出する。

- 2 会長は、前項の申込があったときは、当該申込をした事業者等に対してヒアリングを実施することができる。
- 3 会長は、事業者等に対する支援の内容に応じて、弁理士等を選定の上、所定の期日及び場所に派遣するものとする。

## (事業の内容)

第4 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 知的財産に関する課題解決支援
- (2) 知財教育及び発想力育成教育
- (3) その他、知的財産の普及啓発に寄与すると会長が認める取組

## (事業開催に係る経費)

第5 事業開催に係る弁理士等の謝金及び交通費、一般社団法人青森県発明協会職員の交通費、材料費は、一般社団法人青森県発明協会が負担するものとする。